

平成25年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて お 知 ら せ

岡山県土木部

岡山県の入札契約制度について、次のとおり見直しを行い、平成25年4月から実施しますので、お知らせします。

I 一般競争入札参加条件等の見直し (P 1)

II 総合評価落札方式の見直し (P 2)

III 県発注工事における現場代理人の取扱いについて (P 5)

IV 営業所の専任技術者を県発注工事の主任技術者とする
場合の取扱いについて (P 11)

【問合せ先】

入札・契約制度の見直しについて
土木部技術管理課技術指導班
TEL 086-226-7460

企業局発注工事の工事成績について
企業局施設課工業用水班
TEL 086-226-7547

I 一般競争入札参加条件等の見直し

1. 施工実績の対象期間について

平成25年4月1日以降に入札公告する工事から、一般競争入札参加条件のうち企業及び配置予定技術者の施工実績の対象期間について、過去13年間から14年間に延伸します。

2. 企業局発注工事の工事成績について

平成25年6月1日以降に入札公告する工事から、平成24年4月1日以降に岡山県企業局が発注した工事の工事成績についても、一般競争入札参加条件の工事成績平均点の算定対象とします。

3. 議会の議決を要する工事における配置予定技術者の取扱いについて

契約に議会の議決を要する工事（予定価格（税込み）が5億円以上の工事）については、開札日から契約締結までの期間が長期に渡るため、平成25年4月1日以降に入札公告するものから、工場製作と現場施工の期間が明確に区分できる橋梁やポンプなどの工事と同様に、配置技術者として申請することができる技術者が他の工事に従事可能な期間は、別途公告で定めることとします。

Ⅱ 総合評価落札方式の見直し

公共工事の品質確保を図るため、平成25年4月1日以降に入札公告する工事から、次のとおり総合評価一般競争入札（条件付）の評価項目等について見直しを行います。

1. 総合評価落札方式の評価項目について

① 施工実績の評価対象期間の延伸

企業及び配置予定技術者の施工実績並びに近隣地域での施工実績の評価対象期間について、過去13年間から**14年間**に延伸します。

② 工事成績の評価対象金額の変更

企業及び配置予定技術者の工事成績の評価対象金額を、**500万円以上**に変更します。

2. 企業局発注工事の工事成績について

平成25年6月1日以降に入札公告する工事から、平成24年4月1日以降に岡山県企業局が発注した工事の工事成績についても、総合評価方式の評価項目における工事成績平均点の算定対象とします。**技術資料の提出にあたってはご注意ください。**

3. 若手技術者の育成を目的とした専任指導技術者の配置について（試行）

現場経験が少ない若手技術者の育成やさらなる競争性の確保の観点から、予定価格（税込み）が5億円未満の工事※¹について監理技術者等※²の配置に加えて経験豊富な専任指導技術者を配置した場合には、配置予定技術者の評価項目のうち「**保有する資格**」、「**同種工事の施工実績の有無**」、「**工事成績の平均点**」については専任指導技術者で評価する方式を試行します。

専任指導技術者は、工事の全期間にわたり監理技術者等を指導補助することとします。

本方式の概要については、別紙「**総合評価における専任指導技術者の配置について（試行）**」を参照ください。また、専任指導技術者の配置に際しては、個別の入札公告及び様式等を参照ください。

※1 共同企業体による工事及び簡易型総合評価方式による工事を除く。

※2 監理技術者又は主任技術者をいう。

【別紙】総合評価における専任指導技術者の配置について(試行)

1 対象工事

予定価格が5億円未満の総合評価（特別簡易型）一般競争入札（条件付）
（ただし共同企業体による工事を除く）

2 専任指導技術者の配置について

監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が45歳以下^{※1)}の場合は、申請者の選択により、監理技術者等の配置に加えて「専任指導技術者」を配置できることとする。

※1) 開札日現在において45歳以下とする。

3 総合評価落札方式における評価について

専任指導技術者を配置する場合、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち、「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」、「工事成績の平均点」については、専任指導技術者で評価を行う。

4 専任指導技術者の要件等について

* <専任指導技術者を配置する場合>

- ① 専任指導技術者は専任で配置し、工事の全期間にわたり監理技術者等を指導補助すること。
ただし、**監理技術者等の専任が必要とされない期間は、専任指導技術者についても専任であることを要しない。**また、専任指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼務することができるものとする。
- ② 専任指導技術者も、個別公告における2の8の「配置技術者に関する条件」を全て満たすこと。また、専任指導技術者が指導補助する配置予定技術者が監理技術者の場合においては、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているものであること。
- ③ 以下のいずれかに該当する場合は、専任指導技術者としての要件を満たさないものと判断し、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」、「工事成績の平均点」について、評価を行わない（0点とする）。
 - ・ 監理技術者等が45歳以下であることが確認できない場合。
 - ・ 専任指導技術者が、個別公告における2の8の「配置技術者に関する条件」を全て満たすことが確認できない場合。
 - ・ 配置予定技術者が監理技術者の場合において、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けていることが確認できない場合。
 - ・ その他、専任指導技術者が監理技術者等を適切に指導補助することができないと認められる場合。

- ④ 病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した専任指導技術者を配置することとする。上記理由以外により配置できない場合（専任で配置すべきところを専任で配置できない場合を含む）は、不誠実な行為として工事成績評定を3点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。（契約締結前であっても、契約を締結しないとともに、不誠実な行為として指名停止等の措置を行う場合がある。）

また、上記特別な理由がある場合により交代した場合、交代後の専任指導技術者について改めて評価を行うこととし、当該評価による得点の小計が交代前の専任指導技術者の得点の小計未満となったときは、工事成績評定を2点減ずる。

※ 監理技術者等が本来の職責を果たしていない場合には、工事成績において配置技術者の評定を減ずることとする。

- ⑤ 専任指導技術者については、1人の技術者で参加できる入札の件数は制限しない。ただし、専任指導技術者として申請した技術者を他の入札案件に配置予定技術者として申請している場合で、他の入札案件で先に落札決定があった場合など、当該専任指導技術者を工事に配置できなくなった場合は、直ちに当該入札の参加申請を取り下げること。（必要な取り下げを行わず申請した専任指導技術者を配置できなくなった場合は、上記④上段のとおり取り扱うので注意のこと。）

5 施工実績及び工事成績の付与

工事完了後の監理技術者等としての施工実績及び工事成績は、監理技術者等となった技術者にのみに付与する。

Ⅲ 県発注工事における現場代理人の取扱いについて

県発注工事における現場代理人については、平成25年4月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事から、別添「岡山県発注工事における現場代理人取扱要領」により取り扱うこととします。

なお、主な内容は以下のとおりです。

1. 現場代理人の資格要件

常駐緩和（兼務）の有無にかかわらず、すべての工事について、次の要件をいずれも満たしていなければなりません。

- 1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ・ 健康保険被保険者証の写し等を提出いただきます。
 - ・ **在籍出向者やいわゆるパート・アルバイト社員などは現場代理人として認めません。**
- 2) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

2. 常駐緩和（兼務）について

次の1)又は2)に該当する場合は、現場代理人の兼務を認めます。なお、兼務にあたっては、現場代理人兼務届を発注者に提出してください。

1) 次の①から④の全ての要件を満たす場合

- ① 兼務することとなる工事（国又は市町村が発注する工事を含む。）の件数が、2件以内であること。

なお、諸経費調整対象工事は、複数件あってもこれを1件とします。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が、2,500万円（建築一式工事については5,000万円）未満のものに限ります。
- ② 兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が、2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満であること。
- ③ それぞれの工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の県民局地域事務所管内にあり、かつ監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- ④ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で岡山県が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

この場合、兼務できる工事件数に制限はありません。

3. その他

1) 国又は市町村が発注する工事の現場代理人と県発注工事の現場代理人を兼務する場合には、上記2の1)の要件を満たしているとともに、国又は市町村と県がそれぞれ兼務について承諾する必要があります。

なお、現場代理人の兼務の取扱いについては、国又は市町村によって異なりますので、詳しくは当該発注機関にご確認ください。

2) 道路維持補修作業等業務委託の現場責任者については、作業現場が工事現場と同じ地域事務所管内等であれば、作業委託の金額や件数にかかわらず、現場代理人との兼務が可能です。

3) 上記2の1)の要件を満たさなくなった場合は、兼務が認められません。また、安全管理不徹底や現場体制不備等により事故が発生した工事においても兼務は認められません。兼務が認められなくなった場合は、速やかにどちらか一方の工事に別の現場代理人を選任し、発注者に届け出てください。

4) 現場代理人の兼務について、虚偽の届出をした場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止等措置の対象となることがあります。

※ 現場代理人の取扱いについては、別添「岡山県発注工事における現場代理人取扱要領」によりご確認ください。

岡山県発注工事における現場代理人取扱要領

1 趣旨

この要領は、岡山県が発注する建設工事における現場代理人の適切な配置を推進し、もって工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人の資格要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定める。

2 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（健康保険被保険者証の写し等で確認を行う。）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

3 工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期が基本であるが、次の期間については、監督員と現場代理人との間で工事打合せ簿等の書面で明確にしていれば工事現場への常駐を要しないものとする。

なお、この場合においても、受注者は、監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間

4 常駐緩和（兼務）の取扱い

発注者は、下記(1)又は(2)に該当する場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。受注者は、現場代理人を兼務しようとする場合、発注者に現場代理人兼務届（別紙）を提出すること。

- (1) 次の全ての要件を満たす場合
 - ① 兼務することとなる工事（国又は市町村が発注する工事を含む。）の件数が2件以内であること。

なお、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを1件とする。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満のものに限る。
 - ② 兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満であること。
 - ③ それぞれの工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の県民局地域事務所管内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
 - ④ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。
- (2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で岡山県が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

なお、この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。

5 国又は市町村が発注する工事等との常駐緩和（兼務）の取扱い

(1) 国又は市町村が発注する工事の現場代理人が新たに県発注工事の現場代理人を兼務する場合において、4の(1)の要件を満たし、かつ、当該国又は市町村の権限のある者の承諾を得た場合は、兼務を認めるものとする。

また、県発注工事の現場代理人が新たに国又は市町村が発注する工事の現場代理人を兼務する場合において、4の(1)の要件を満たす場合は、兼務の承諾を行うものとする。

(2) 県発注工事の現場代理人と道路維持補修作業等委託業務の現場責任者を兼務する場合は、作業現場と工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内にあれば、当該委託業務の金額及び件数にかかわらず、認めることとする。

なお、この場合においても、受注者は現場代理人兼務届を発注者に届け出ることとする。

6 常駐緩和（兼務）要件を満たさなくなった場合等の取扱い

(1) 4の(1)の要件を満たさなくなった場合は、兼務を認めないものとする。

(2) 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した工事との新たな兼務は認めない。また、既に兼務している工事において安全管理不徹底及び現場体制不備により事故が発生した場合は、兼務を認めないものとする。

(3) 上記(1)又は(2)により兼務を認めないこととされた場合において、受注者は速やかにどちらか一方の工事に別の現場代理人を選任し、発注者に届け出ることとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行った工事については、従前の例による。

(別 紙)

現場代理人兼務届

平成 年 月 日

岡山県知事又は岡山県〇〇県民局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

次の工事について、現場代理人を兼務したいので届け出ます。
なお、当該現場代理人の兼務については岡山県発注工事における現場代理人取扱要領の常駐緩和（兼務）の要件を全て満たすとともに、当該届の内容について事実と相違がないことを確約します。

1 兼務予定工事

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
工 期	
工 事 概 要	

2 兼務対象工事

発 注 機 関 名	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
従 事 役 職	現場代理人・主任技術者・その他 ()
工 期	
工 事 概 要	

3 現場代理人の連絡先等

携帯電話番号

又は現地連絡責任者

- (注) 1 兼務予定工事には、当該現場代理人の兼務配置を予定している工事を記載すること。
2 兼務対象工事には、兼務しようとする現場代理人が現在従事している工事を記載すること。
なお、従事役職は、該当するものを○で囲む（その他については、具体的な役職名を記載する。）こと。
3 兼務予定工事又は兼務対象工が複数ある場合（諸経費調整対象工事の場合）は、別紙①に準じて全ての工事を記載すること。
4 兼務対象工事が国又は市町村発注工事の場合は、当該発注機関の承諾書を添付すること。
5 現地連絡責任者については、各々工事現場の現地連絡責任者を記載すること。

別紙①

兼務予定工事

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
工 期	
工 事 概 要	

(注) 兼務予定工事には、当該現場代理人の兼務配置を予定している工事を記載すること。
表については、工事数に応じて適宜追加すること。



兼務対象工事

発 注 機 関 名	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
従 事 役 職	現場代理人・主任技術者・その他 ()
工 期	
工 事 概 要	

(注) 兼務対象工事には、兼務しようとする現場代理人が現在従事している工事を記載すること。なお、従事役職は、該当するものを○で囲む（その他については、具体的な役職名を記載する。）こと。
表については、工事数に応じて適宜追加すること。

IV 営業所の専任技術者を県発注工事の主任技術者とする場合の取扱いについて

平成25年4月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事から、営業所の専任技術者を県発注工事の主任技術者として配置する場合の取扱いについて、次のとおり取り扱うこととします。

1. 建設業法上の兼務要件

営業所の専任技術者は、所属営業所に常勤していることが求められることから、工事現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。ただし、例外的に下記要件を全て満たす場合は、工事現場における主任技術者又は監理技術者と兼務することができることとされています。（参考：監理技術者制度運用マニュアル）

- 要件① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
- 要件② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- 要件③ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- 要件④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 要件⑤ 当該工事において専任を要しない主任技術者又は監理技術者であること。

2. 本県の運用

上記要件のうち、要件①及び要件②等の運用については、次のとおり取り扱うこととします

要件① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

当初請負金額（諸経費調整対象工事については、諸経費調整後の変更請負金額）が1,000万円未満の工事を対象とする。ただし、一般競争入札（条件付）により発注される工事は除く。

なお、適正な施工が可能な範囲であれば件数に制限を設けない。

要件② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

当該営業所と担当する工事現場が同一の県民局管内（属する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内にあること。

その他

営業所の専任技術者である者については、県発注工事の現場代理人との兼務は認めない。